

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社タイセイ
【英訳名】	TAISEI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 成一
【本店の所在の場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【最寄りの連絡場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	573,708	604,130	2,172,131
経常利益(千円)	30,887	33,330	53,048
四半期(当期)純利益(千円)	18,103	19,398	30,551
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	281,875	281,875	281,875
発行済株式総数(株)	14,763	14,763	14,763
純資産額(千円)	675,281	701,479	682,080
総資産額(千円)	1,631,677	1,647,833	1,593,148
1株当たり純資産額(円)	45,834.65	48,138.86	46,807.64
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,226.69	1,331.22	2,084.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,202.25	1,305.86	2,037.87
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	41.4	42.6	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,633	36,556	10,302
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	51,024	8,134	234,667
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	21,978	7,226	59,277
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	434,390	241,313	220,118
従業員数(人)	74	78	81

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	78
---------	----

(注)従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期会計期間の商品仕入実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同期比(%)
鮮度保持剤(千円)	49,898	100.6
菓子・パン包装資材等(千円)	320,146	106.7
B2Bコラボレーション事業向け 資材等(千円)	40,681	83.1
合計(千円)	410,726	103.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同期比(%)
鮮度保持剤(千円)	96,749	106.0
菓子・パン包装資材等(千円)	443,141	117.4
B2Bコラボレーション事業向け 資材等(千円)	64,239	61.1
合計(千円)	604,130	105.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期における我が国経済は、持ち直してきてはいるものの自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。企業収益は、大幅な減少が続いていますが、テンポは緩やかになっており、全体としては持ち直しの傾向にあります。しかしながら、中小企業においてはこのような実感に乏しく先行きは今後も慎重にならざるを得ない状況にあります。今後は海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気が持ち直すことを期待されますが、デフレや金融資本市場の変動の影響など、さらに景気を下押しするリスクの存在に留意する必要があります。

当社におきましては、ハロウィンやクリスマスのイベントによって順調に業績を伸ばせる期間ではありましたが、当社の主要事業である菓子関連資材等につきましては、デフレの影響からか、客単価の低迷が続き、これまで以上に販売促進活動を続ける状況が続きました。また弁当資材については、弁当の販売価格の低下傾向が続き、容器の価格もおさえなければならない状況になっており厳しい状況でありました。しかしながら、インターネットショップ「Cotta」では、個人客の利用を順調に伸ばすことができ、事業者向けの低迷状況を助けた形となっております。そのため、新規顧客獲得数は3,285件（前年同期比5.5%増）、受注件数は46,445件（同17.4%増）と販売に関する指標は順調に推移し、業績を増収増益と堅調に伸ばすことができましたと考えます。

以上の結果、売上高604,130千円（同5.3%増）、営業利益33,103千円（同0.9%増）、経常利益33,330千円（同7.9%増）、当第1四半期純利益19,398千円（同7.2%増）となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動により増加した資金36,556千円、投資活動により使用した資金8,134千円、財務活動により使用した資金7,226千円により、241,313千円となりました。当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

##### 「営業活動によるキャッシュ・フロー」

売上高の増加にともなう売上債権の増加27,569千円、法人税等の支払12,356千円などによる資金の減少に対し、税引前四半期純利益の33,330千円に加え、仕入債務の増加39,439千円、減価償却費11,728千円の計上などによる資金の増加により、営業活動により増加した資金は36,556千円（前年同四半期は3,633千円の増加）となりました。

##### 「投資活動によるキャッシュ・フロー」

固定資産の取得による支出9,234千円などにより、投資活動に使用した資金は8,134千円（前年同四半期は51,024千円の使用）となりました。

##### 「財務活動によるキャッシュ・フロー」

長期借入金の返済による支出6,693千円などにより、財務活動により使用した資金は7,226千円（前年同四半期は21,978千円の使用）となりました。

#### (3)事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4)研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。  
なお、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000
計	36,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,763	14,763	福岡証券取引所 (Q-Board市場)	当社は単元株 制度は採用し ておりません。
計	14,763	14,763	-	-



(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成14年9月3日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注)1、3	464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	464
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	16,667
新株予約権の行使期間	自平成16年9月21日 至平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,667 資本組入額 8,334
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5、6、7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利を行使した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。

4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

平成16年3月31日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注)2	387
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	387
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	26,667
新株予約権の行使期間	自平成18年4月21日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4、5、6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記1.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
3. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

5. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記4.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

平成17年12月17日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注)1、3	255
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	255
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	195,300
新株予約権の行使期間	自平成19年12月18日 至平成27年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,300 資本組入額 97,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5、6、7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

(3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年10月1日～平成21年12月31日	-	14,763	-	281,875	-	241,234

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 191	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,572	14,572	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	14,763	-	-
総株主の議決権	-	14,572	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、1株(議決権1個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社タイセイ	大分県津久見市大字上青江4478番地8	191	-	191	1.29
計	-	191	-	191	1.29

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月
最高(円)	38,000	36,000	33,000
最低(円)	34,500	32,000	26,900

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所Q - B o a r d市場におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	コールセンター部長	専務取締役	商品開発部長	児玉佳子	平成22年1月1日
取締役	商品開発部長	取締役	-	後藤真二郎	平成22年1月1日
取締役	商品センター部長	取締役	企画開発部長	吉田史大	平成22年1月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	468,313	448,218
受取手形及び売掛金	97,737	89,198
商品	224,545	209,775
未収入金	92,377	73,841
その他	18,550	19,934
貸倒引当金	1,900	1,810
流動資産合計	899,624	839,158
固定資産		
有形固定資産		
建物	499,972	499,127
減価償却累計額	67,712	62,457
建物(純額)	432,260	436,669
土地	206,444	206,444
リース資産	15,500	15,500
減価償却累計額	1,660	1,107
リース資産(純額)	13,839	14,392
その他	45,210	44,614
減価償却累計額	26,839	25,117
その他(純額)	18,370	19,496
有形固定資産合計	670,914	677,003
無形固定資産	63,457	62,762
投資その他の資産	13,836	14,223
固定資産合計	748,208	753,990
資産合計	1,647,833	1,593,148
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	156,078	116,638
1年内返済予定の長期借入金	26,772	26,772
リース債務	2,168	2,151
未払法人税等	12,360	14,187
賞与引当金	2,450	10,040
ポイント引当金	16,529	13,184
その他	57,889	48,746
流動負債合計	274,248	231,719
固定負債		
社債	400,000	400,000
長期借入金	259,482	266,175
リース債務	12,623	13,172

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
固定負債合計	672,105	679,347
負債合計	946,353	911,067
純資産の部		
株主資本		
資本金	281,875	281,875
資本剰余金	241,234	241,234
利益剰余金	185,226	165,827
自己株式	6,857	6,857
株主資本合計	701,479	682,080
純資産合計	701,479	682,080
負債純資産合計	1,647,833	1,593,148



(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	573,708	604,130
売上原価	369,534	394,884
売上総利益	204,173	209,245
販売費及び一般管理費	171,376	176,141
営業利益	32,796	33,103
営業外収益		
受取利息	73	213
協賛金収入	1,033	2,880
その他	418	471
営業外収益合計	1,526	3,565
営業外費用		
支払利息	3,038	3,035
その他	397	302
営業外費用合計	3,435	3,338
経常利益	30,887	33,330
税引前四半期純利益	30,887	33,330
法人税、住民税及び事業税	9,342	11,499
法人税等調整額	3,441	2,432
法人税等合計	12,783	13,932
四半期純利益	18,103	19,398

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	30,887	33,330
減価償却費	8,895	11,728
賞与引当金の増減額(は減少)	7,500	7,590
貸倒引当金の増減額(は減少)	20	90
ポイント引当金の増減額(は減少)	511	3,345
受取利息及び受取配当金	73	213
支払利息	3,038	3,035
売上債権の増減額(は増加)	32,754	27,569
たな卸資産の増減額(は増加)	26,403	14,300
仕入債務の増減額(は減少)	43,460	39,439
その他	3,022	9,889
小計	17,058	51,186
利息及び配当金の受取額	73	213
利息の支払額	2,508	2,486
法人税等の支払額	10,990	12,356
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,633	36,556
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	97,300	100
定期預金の払戻による収入	48,313	1,200
有形固定資産の取得による支出	282	4,121
無形固定資産の取得による支出	1,667	5,112
その他	88	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,024	8,134
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	6,693	6,693
社債の償還による支出	5,000	-
自己株式の取得による支出	1,225	-
配当金の支払額	9,059	2
その他	-	531
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,978	7,226
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	69,369	21,195
現金及び現金同等物の期首残高	503,760	220,118
現金及び現金同等物の四半期末残高	434,390	241,313

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 38,520千円	給与手当 39,776千円
賞与引当金繰入額 2,660千円	賞与引当金繰入額 2,450千円
貸倒引当金繰入額 303千円	貸倒引当金繰入額 163千円
ポイント引当金繰入額 511千円	ポイント引当金繰入額 7,009千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 581,590	現金及び預金勘定 468,313
預入期間が3か月を超える定期預金 147,200	預入期間が3か月を超える定期預金 227,000
現金及び現金同等物 434,390	現金及び現金同等物 241,313

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,763株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 191株

3. 新株予約権等に関する事項

平成17年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
------------------	------

新株予約権の目的となる株式の数	60株
-----------------	-----

新株予約権の四半期会計期間末残高	-
------------------	---

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項ありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)		前事業年度末 (平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	48,138.86円	1株当たり純資産額	46,807.64円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,226.69円	1株当たり四半期純利益金額	1,331.22円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,202.25円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,305.86円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	18,103	19,398
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	18,103	19,398
期中平均株式数(株)	14,758	14,572
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	300	283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当社は、平成22年1月29日開催の取締役会決議に基づいて、同日付で本田産業株式会社の事業の一部譲受についての事業譲渡契約を締結いたしました。

事業譲受の目的

当社は、本田産業株式会社とお弁当店向け食品包装資材販売事業を平成16年9月より共同事業として行ってきました。この共同事業は商品保管面積の制約が事業展開の制約になり、事業全体としては収益が取れる状況になってきていましたが、共同事業のために希薄化した収益性や分散された業務効率を上げることが難しい状況にありました。そこで事業を統合することで収益性や業務効率をあげることができるため、第3倉庫を利用できる当社に統合することで合意しました。

譲受ける相手会社の名称

本田産業株式会社

譲受ける事業の内容

仕入、在庫管理及び発送に関する事業

譲受ける資産・負債

譲受ける資産はのれん及び商品であります。

譲受価格

のれんの譲受価格は3千万円とし、平成22年2月28日時点での商品在庫については残高が確定した時点で別途決定します。

日程

譲渡日 平成22年2月28日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社タイセイ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第11期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社タイセイ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年1月29日開催の取締役会決議に基づき、同日付で本田産業株式会社の事業の一部譲受についての事業譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。